

令和3年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回） 会議録

1. 会議名称 令和3年度世田谷区公契約適正化委員会（第2回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 令和3年10月26日（火）午後1時30分～午後3時
4. 開催場所 三茶しゃれなあどホール集会室（スワン・ビーナス）
5. 出席者
  - ・ 委員  
中川会長、永山副会長、河原委員、兒玉委員、小部委員、竹内委員、中村委員、  
長谷川委員、三浦委員、望月委員
  - ・ 事務局  
中村副区長  
工藤財務部長、阿部経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由  
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。  
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
  - 開会
  - 1. 入札制度改革について
  - 2. 公契約条例の周知及び遵守の取組みについて
  - 3. その他
  - 閉会

令和3年10月26日

世田谷区公契約適正化委員会（第2回）

## 午後 1 時24分開会

○会長 それでは、ただいまから令和 3 年度第 2 回公契約適正化委員会を開会いたします。

本日は、副区長に御出席いただいておりますので、初めに副区長より御挨拶をお願いいたします。

○副区長 皆さんこんにちは。本日は、この公契約適正化委員会にお時間いただきまして誠にありがとうございます。前任の退任に伴いまして、9 月から副区長、本件を担当させていただきます。改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

さきに第 3 回区議会定例会がちょうど終了しました。そこにおきましても、この入札制度改革ですとか、労働報酬下限額の質問を複数頂戴しているところです。議会においても非常に関心の高い分野で、区としても、議会のそうした注目、議論を踏まえてしっかり検討してまいりたいと思います。

特に、委託契約における労働報酬下限額の御審議につきましては、昨年度はコロナの感染拡大に伴う社会経済活動の停滞などを踏まえて金額据置きという意見書をいただいております。区の財政につきましては、まだまだ世間の株価とは違ってかなり厳しい状況が続いていると思っています。そうした中でも、後ほど資料説明があると思いますけれども、これまで下限額は着実に一定程度引き上げてきているという実績も一方であります。ひとえに委員会の皆様の御協力の賜物と考えております。どうもありがとうございます。

今後地域活性化、経済活性化という観点からも、この入札制度を含めて公契約条例に基づく取組をさらに推し進めていく、今転換期にあるのかなというふうにも考えております。ぜひ、慎重かつ今後を見据えた御審議をいただければと思います。本日も、それぞれの専門のお立場から忌憚のない御意見をいただきまして、御意見、御提案をお願いしたいと思います。

簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 副区長、どうもありがとうございました。

それでは、審議に入ります。今回は前回に引き続きまして、公契約条例の周知及び遵守の取組であるとか、入札制度改革の骨格といいますか、それが前回提示されましたが、入札制度改革について御意見をいただければと思っております。時間としては、この後労働報酬専門部会が 3 時10分開始の予定でございますので、1 時間半ぐらいの限られた時間での審議となりますが、皆様方におかれましても効率的な審議に御協力をお願いできればと考えております。

それではまず、事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局 配布資料の確認)

○会長 それでは、議事次第に従いまして審議を進めてまいりたいと思います。委託分野における職種別の労働報酬、それからの労働報酬の下限額につきましては、この後の労働報酬専門部会において御審議いただきたいと思っております。

それでは審議に入ります。

まず、1番目の入札制度改革について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から御説明させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。A4のホチキス留めのペーパー、1ページを御覧くださいませ。

まず一番上、1の主旨でございます。本年2月に当委員会からの答申等を受けまして、9月には公契約条例の周知及び遵守の徹底、工事請負契約における労働環境整備等の評価や、過度な低入札を抑制する仕組みの導入など、こういった方向性による入札制度改革の素案をまとめまして、当委員会あるいは入札監視委員会での御審議、区議会での御議論をいただきながら、これまで検討を積み重ねてまいりました。今般、来年度からの実施に向けまして、制度改革の具体的内容を案としてまとめたところですので御報告をいたします。

2の主な内容でございます。

(1)としまして、条例周知及び遵守の徹底ということで、これまでのチェックシートによる労働条件の確認等に加えまして、新たな取組を実施いたします。

①としまして、公契約の下請負者を含む労働者全員に労働報酬下限額に係る周知カードを配布いたします。事業者からは、カード配布及び条例遵守の誓約書を徴取することにいたします。

②といたしまして、その周知カードあるいは従来から掲示しておりますポスターに下限額が守れていないと思われる場合には区に連絡いただくように促す、こういった記述を入れまして、違反が疑われるものにつきましては区の調査につなげてまいりたいと思っております。

③としまして、条例や取組に係る詳細な手引、本日も御案内いたしますが、これを作成しまして、事業者に配布し、理解促進につなげてまいります。

さらに、④としまして、工事入札において条例に基づく取組を評価する仕組みを導入し、その中で下限額支払いの確認を行いまして、違反があった場合につきましては工事成績評定を減点するなど措置を講じてまいります。こういったことで遵守を図っていきたいということです。

続きまして、(2)の(仮称)世田谷区建設工事総合評価方式入札の導入でございます。これは、従来の総合評価方式を改めまして、公契約条例の趣旨を入札制度に反映させ、工事の品質と価格のバランスを重視した入札を目指すもので

ございます。

そこで、申し訳ありませんが別とじのA3のペーパーのほうを御覧ください。別紙のA3でございます。時間もありますのでポイントのみ御説明させていただきます。こちらは新しい方式の詳細となっております。

まず4ページ、一番上のペーパーです。Iとしまして評価項目と配点ということです。言うまでもなく、総合評価は価格点以外の評価点と価格点の合計の評価値から落札者を決定いたします。その価格点以外の評価点と価格点、こちらについてはそれぞれ50点満点といたしまして、1対1の比重といたします。この価格点以外の評価点につきましては、従来から行っております施工能力評価点、地域貢献評価点に新しく公契約評価点を加えます。

まず、左側の上のほうの1、施工能力評価点でございます。配点が20点となりまして、現在のものからの変更としましては、工事成績の評価区分を評価の実効性確保のために細分化いたします。また、不良ですとかやや不良の成績があった場合につきましては減点とさせていただきます。

次に、その下の2、地域貢献評価点の配点が15点で、従来からの変更点といたしましては、災害時協力協定に関しまして、従来の締結に加え、協定に基づく活動実績も評価に加えるということにいたします。また、公契約条例に示されている区内事業者の受注機会確保の視点ということで、契約事業者による区内事業者への下請発注金額、また契約事業者が区内の場合ですと自社施工分も評価として入れていきたいということです。

続きまして、右側の3、新しい公契約評価点ということで、こちらの配点は15点です。素案でもお示ししましたとおり、公契約条例に基づく事業者の取組を具体的、客観的指標により評価いたします。評価は、なるべく事業者の負担にならないように、他の制度等による既存の資料に基づき行うということの基本といたします。評価項目につきましては、御覧の表にあるとおり条例の規定に則して賃金支払い状況ですとか、労働福祉の状況などとしてまいります。なお、こちら項目としては素案で示したとおりですけれども、こちらの評価項目を実際どのように適用するかにつきましては、後ほど試行時の考え方のほうで説明をいたします。

めくっていただきますと裏面、5ページです。こちらについては上の4が、先ほども御説明した評価に係る実効性の担保について、先ほど申し上げました入札時の確認、あるいは労働報酬下限額についてはどうしても本契約工事の内容ということになりますので、竣工時につきましてもきちんと守られていたかということを具体的に確認してまいります。

その下の5番目は、公契約評価点として申請する評価項目について、表面にございます評価項目の説明を記載させていただいておりますので、後ほど御覧

いただければと思います。

次に進みまして、6ページのⅡです。6ページのほうが価格の評価の話になります。価格点は、品質と価格のバランスが最適と考えられる評価基準価格を新たに設定いたしまして、この価格での入札を満点の50点としまして、四角の中に価格点の算定方法がありますが、真ん中の算定式、方程式になっていますが、こちらの算定式に基づき設定をいたします。こちらで算出いたします。その特徴としましては、文字でも書いてありますけれども、右側のイメージ図を見ていただきますと、これは都の価格評価と同じ考え方ですけれども、評価基準価格を下回っても価格点が低くなると。この評価基準価格の近くでは差が小さくなり、離れるほど差がつく設定としてまいります。このイメージ図につきましては、素案でお示したのから変わっておりません。

また、補足しますと、例えば評価基準価格と同じ金額差で高い入札と低い入札があった場合は同じ点なのかと申しますと、グラフで見ていただいたとおり、原則として低い入札、低額のほうが価格点は高くなるという設定でございます。

実際、評価基準価格のほうの算定ですけれども、下の各価格の考え方という表で記載がございますとおりで、これは算定式も含めて評価基準価格を公表してまいります。この式については先ほど申し上げた都のやり方と同じでございます。

一方、イメージ図でございますとおり、素案でも申し上げましたが、低入札価格調査、こちらについてもやはり安全を期すために引き続き実施することといたします。その調査基準価格の設定範囲につきましては、今回都に倣って改定をいたします。各価格の考え方の③調査基準価格の中の設定範囲というところで、これまでは70%から90%、これを75%から92%に引き上げたいと考えております。これは国から示されている数字に都が今倣っておりまして、それにまた倣う形でございます。

それから、低入札価格調査につきまして、イメージ図にもございますとおり、一番右側の失格基準価格、こちらについてもこれまでどおり設定をいたします。いたしますけれども、この新しい価格評価の仕組みでは、こちらに寄りつくということは考えられないために、非公表から事前公表に切り替えます。

こうした中で、予定価格公表、失格基準価格も公表ということで、明確に範囲を公表した中で品質と価格のバランスという意味での価格を争っていただくという考え方でございます。なお、こちらの総合評価方式における失格基準価格の公表の扱いでございます。一般競争入札において設定する場合の失格基準価格については従来どおり、こちらはこういったカーブを描かない方式ですので、公表するわけにはまいりませんので、一般競争入札の場合は非公表ということでございます。

それから、6ページの裏側の7ページです。こちらを見ていただきますと、今まで御説明いたしました価格点、それから、それ以外の評価点、全体の評価値、こちらのシミュレーションを御理解いただくためにお示ししているところです。事例を3つ挙げております。右側がまさに価格点の分布イメージです。左側が各点の仮定ということです。こちらの予定価格と評価基準価格を仮に同じ設定といたしまして、入札価格のほうのパターンを変えております。

一番上の事例1については、評価基準価格よりある程度高い入札が集まったケースです。こちらの場合ですと、見ていただいたとおり1位のところが価格点が大きいうことで、価格点の差が落札結果に影響するということになります。

真ん中の事例2につきましては、評価基準価格周辺に入札が集まったというケースです。この場合は、頂点の近くですと先ほど申し上げた差があまりつかないということがありますので、価格点の差が小さくて、価格点以外の評価点の差が上位の結果に影響を及ぼしているということです。ですので、価格点の順位が逆転しているということです。

それから事例3は、若干事例2と似ているようですが、入札が高いほうにも低いほうにもばらけているケースです。この場合、ある程度の低価格であれば、価格点の差を評価点の差が上回って落札するということが、例示いたしましたようにあり得るということでございます。

この3つは、いずれにしても価格点の実際の差を見ていきますと、公契約条例に基づく取組を含めた価格点以外の評価点、こちらの取組次第で落札結果が変わり得るということで、事業者の皆さんにはぜひいろんな取組を促してまいりたいと考えております。

1枚めくっていただいて最後の8ページでございます。IVのところでは、先ほど申し上げた試行内容と検証方法ということでお示しをしています。来年度試行時の評価項目の設定というところですが、この新制度の取組への事業者さんの準備期間も考慮いたしまして、試行の実施に当たっては、対象工事の規模ですとか発注時期等に応じまして、評価項目の一部を評価しないことといたします。ただし、価格点との比重は1対1ということで変えないこととしております。

実際、その項目の設定につきましては、(3)にございますとおり、項目を必須項目と選択項目に分けまして選択項目のほうで調整をしていこうということでございます。施工能力評価、地域貢献評価、公契約評価、それぞれ必須はございます。

右側の上の2につきましては、実際の対象案件の規模ということですがけれども、来年度については何分初めてということがあります。しかしながら、検証

も必要ということから一定程度の数ということで、全体の入札件数の1割程度を今予定しているところです。具体的には、来年度発注予定を今取りまとめているところですので、そちらを実際勘案しながら設定をしていきたいと考えております。

その下、3の試行の検証方法ですが、何分試行ですので検証をしっかりとやって、順次拡大、本格実施に向かっていきたいということで、大きくは入札結果の分析、落札率、応札率、その他不調ですとか検証します。こちらと、2番目として、入札参加事業者へアンケートを行いまして、実際の事業者さんの感触、声も拾った上で、本格実施に向けて検討するという事です。その下につきましては、本委員会はもちろんのこと、区議会等々御報告をした上で、本格実施に向けて検討を進めるということを示しております。

A4のペーパーにお戻りいただいて、2ページの前半部分が今A3で御説明した内容の要点が書いてあります。その続きといたしまして、下側の(3)適正な発注に向けた取組みということで、新しい総合評価方式以外の取組としまして、①予定価格の設定ということで、当然のことですが、素案でもお示ししましたとおり実勢価格により即した予定価格設定に向けて取り組むということで、例えば、予定価格と応札価格で差が生じている解体工事等において、その中の工種について見積り単価、こちらの採用方法などの見直しを行ってまいります。あるいは、少額でも手間がかかる附帯工事がある場合、作業員の拘束時間等を考慮しまして、現場実態に即して、例えば平米掛けをする計算から、実際人工でカウントするといったような積算に改めていくということも考えております。

②としましては工期設定、これもより現場条件等に配慮した設定と進行管理に向けまして、発注時に現場条件の整理を徹底いたしまして、きちんと現場に応じた必要な工事日数を確保する対応ですとか、現場代理人との工事工程管理の徹底を図って手戻りがないように進めてまいりたいと考えております。

③発注時期の平準化ということで、次の3ページに入りますが、年度当初に年間の予定工事をよく確認しまして、繁忙期を回避するという事に向けて、施設所管と発注時期についてこれまで以上に細かくよく調整をしてまいりたいと考えています。

それから、④その他入札参加を促す取組みといたしまして、1つ目が現場代理人の兼任基準の緩和といったことで、事業者が入札に参加しやすい発注条件の設定を行ってまいります。また、工事内容が類似する小規模工事は、複数施設を併せた発注につきましてもスケールメリットということで検討してまいります。また、予定価格2000万円未満の工事につきましても、予定価格を事前公表することで、より入札に参加しやすい環境設定に努めてまいりたいと考えて

おります。さらには、やっぱり積算期間ということもありますので、入札公告から開札までの標準日数について増やすということも何とか行っていきたいと考えています。

こういった取組をトータルとして試行、それから本格実施へ進みたいと考えておりますが、3の今後のスケジュールにつきましては、本日の御審議の後、議会等報告を含めまして、12月には何とか中身を固めまして、年末から年始にかけてになります。事業者さんに説明会を複数回開催して御理解を求め、2月から来年度分の入札公告の開始に移ってまいりたいと。その上で、申し上げているような検証をいたしまして、さらに拡大、本格実施へと向かっていきたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。幾つかの基準、それから評価点、配点等についてより具体的な内容が今回示されたというものです。御質問も含め、意見交換に入りたいと思います。どこからでも結構でございますが、御意見ある方、挙手願えればと思いました。

○委員 資料1の下のほうの④のところで、下限額の支払いの確認で違反があった場合には工事成績評定を減ずるなどの措置を講ずるというふうに書いてあるけれども、それというのは別紙のところの公契約評価点とかのところのどこになるという感じですか。

○事務局 労働報酬下限額に絡んでの総合評価における点数のつけ方については、どうしても当該工事に縛りをかけていかないと実行性がないということで、基本的なほかの評価については、これまでの実績、もう既に実施されている、あるいはほかの評価機関で評価をされているというところで、事業者さんになるべく手間をかけないでその資料をコピーすることで評価をするというのが基本的な考え方なんですけれども、やはり今回の一つの大きなポイントである下限額の遵守ということにこの入札制度を具体的に絡めていくという点で、やはり実効性を持たなければいけないので、これまでの実績というよりは、当該工事において下限額を守りなさいよということでお示しします。それについて採点の考え方は、基本的に入札参加のときにそれをちゃんと守りますという宣誓をしていただくと0点、当たり前だよねということです。それをもし、ちょっとこの工事では私どもは守り切れませんと、そんなことはないとは思いますが、もしそういうことがあった場合はマイナスをつけるという採点の考え方です。ところが、それはやる前の話ですので、ここの実効性を保つために、終わった後もこちらについて確認をいたします。

具体的には、A3のペーパーの5ページの上のほうを見ていただくと、先ほど申し上げた4の実効性担保の取組みということで、入札時の確認が、②の下

限度については各職種における最も安価な労働者の賃金額について申告していただいて、きちんとこれが下限額を超えているので守りますよということで確認をしますが、それにとどまらず、竣工時においても実際どうだったかということで、最も安価な労働者の金額を出していただくと。それは賃金台帳等の証拠書類をもって確認をさせていただくということで、ここだけはそういった形式を取りますので。となると、違反がそこで見つかるということがあってほしくないんですが起こり得ると。そうなると、ペナルティーを何か考えないと意味がないので、となると、終わった工事ですので、それについて出てくるのは工事成績を大きく減点するということになります。

次に向かってどうなるかということ、減点をしたことによって工事成績が下がりますので、その下がった工事成績を同じく評価項目にある施工能力のところではマイナスがついてくるという、今回そういう仕組みになっています。さらには、本当に悪質な違反であれば、それに伴って指名停止等も考えられます。以上です。

○委員 何らかのペナルティーがあることは今分かったんですけども、ただ、この下限額の遵守というのはまさに非常に重要なことなので、見える形でやることというのは私は非常に重要なのではないのかなと。というのは、下限額があって、守られなかった人が実際いたとしても、実際今の制度だとその人自体の救済というのではないわけですよ。なので、そういうことも含めてそういう下限額を守らないことというのは、どこかで減点されるという形ではなくて、事前に分かっていたらそれはマイナスになるんだぐらいな形でしたほうが、私は逆に言うと実効性があるし、それを守っている事業者側からも納得がいくのではなかろうかなというふうに思いますというのは、これは私の意見です。

○事務局 そういう意味も含めまして、もう一つ実効性の担保の取組として掲げておりますカード等を配ったところに、もし御自分の下限額が怪しいなというときは区に御報告くださいということをお勧めとして入れていただいています、そこを事業者さんにも理解していただくために、事業者さんからその書いてあるカードを配っていただくということでやっております。それをするということによってもし通報があれば、それは現在進行中の工事であっても当然のことながら調査をいたしまして、それについて、もしまずいことがあれば、当然その是正について求めていくと。もうその場で当然支払われていなければきちんと支払うように話をしまして、そこを担保していくということも併せて行ってまいります。

○委員 分かりました。

○会長 是正されれば最終的な工事成績のところには、竣工後の工事成績には反映されないけれども、途中で是正されればマイナス点はつかないという御説

明でしょうか。

○事務局 是正を求めるということは、ほかの工事のいろんな中身のほうでもあり得るわけですがけれども、その中身によって、当然その工事成績に影響してくることはございますので、もし、支払いをあえて動かしていなかったと、安かったということがあれば、その中身に応じて当然成績が全く何の減点もないということはありませんと考えています。

○委員 前回、この件はたしか〇〇委員から、今のしっかりきっちりやっている会社が得点というか、そういうものを設けたほうがいいのじゃないかと。今の感じだと後になってペナルティーだよねというお話だと思うんですけども、しっかりやっているところがしっかり評価される、そういう仕組みにするべきじゃないかというお話がたしかあったと思うんですね。私はもうそれも大賛成なんですけれども。

やっぱり、ここの前にマイナス2点から0点ではなく2点ぐらいにしていたでいて、その2点は何なのというのと、やっぱり労働報酬下限額を遵守する、その宣言とかを参加者に行っていたでいて、世田谷版のそういう宣言事業者ということで認定いただいて、そういうところに点数を割り振るとか、そういった内容で加点につなげていくというのはどうかなと考えております。ちなみに、そのときの原資なんですけれども、労働安全衛生とか4点も要るのかなと思ったりしています。

もう1点は、4ページの公契約評価点の障害者雇用です。ここも、障害者雇用の可能性を建設業界でも考えなきゃいけないというのは確かにあると思いますのでごもっともだなというふうにも思うんですけども、一方、現場なんかは危険が隣り合わせの業界ですので、その辺もちょっと加味したほうがいいんじゃないのかなと思うところがあります。また、前回の委員会でもありました、〇〇委員から意見がありましたけれども、SDGsの世田谷版みたいな形で、これも加点ですよ。御意見があったと思いますので、こういうのを地域貢献評価点のほうなどに入れてもらうとさらに充実していくのかなと考えるところです。以上です。

○会長 今の点について、大きくは3点ほどあったかと思いますが、お考えは何かありますでしょうか。

○事務局 検討の途中では、最初の賃金の支払いに関しては、実はまさに〇〇委員がおっしゃるような案もありました。ところが、やはり条例遵守として条例に掲げている大きな公契約のポイント、公契約条例の前文にも書かれているような話ですので、今回の全体の中の非常に大きなポイントだと思っています。そこを促進させるために、やはり条例制定からもう7年経とうとしているところで、皆様、区民も含めて御理解いただくためにはもう十分な周知期間があっ

たはずだと、そういう意味では区の間組はどうだったんだというところは当然ありますけれども、ここはやはり守っているのが普通というところから始めないと、やはりどうしてもそこが緩めに受け取られる、誤解を招くということにもなりますので、せつかく努力されているところはおありだと思います。それは我々としてもしっかり認識をした上で、ここに至っては、さらに公契約条例で盛り込んでいる項目は多岐にわたりますので、そちらの項目をトータルとして引き上げることによって、企業としての世田谷区における、あるいは対外的にも大きな競争力を持っていたきたいということで、こちらの配分から考えると、賃金についてはそういったマイナスの違反の場合は評価とさせていただきます。

それから、その他の安全衛生等の関係については、どのように現場について詳細な評価をして取り組んでいくかという議論の中で、やはり事業者さんのほうにも、言ってみればこの申請のために大きなレポートを書いていただくとか、そういうことはなるべく避けたいということで、ここに書いてありますのはほとんど経営事項審査でもう既に審査されている内容、その最新状況から点数化するということ、あるいはほかの認定行為で既に認定をいただいているもの、その認定書の写しを出してくださいということで審査が進むと。そういったところを中心に組立てておりますので、後の話にも関係ありますが、ちょっとそこはぜひ御理解いただきたいということで、まずはこの条例を具現化する取組に際して御理解いただくために、今でも諸々工事というイメージがありますが、実は事務作業は物すごく大変なんですよね。年1回登録でもういいですよ、あと何回入札しても点数は同じですよということではなく、やっぱり最新状態でより高い点数をこちらもぜひつけたいところですので、そう考えると毎回お出しいただくという点では、なるべく手数を抑えてということをお優先させていただきました。

それからSDGsも、これもやはり同じように議論がありまして、候補にも挙がっていました。しかし、最終的に収斂したのが、そうすると、やっぱりSDGs以外にもこういう点も必要じゃないかというお話になってきます。それを考えると、どこまでいっても検討が終わらなくなってしまうので、今回はまず、本当にストレートに、条例に掲げてある項目をほとんど全部盛り込んだと。逆に言うと、今後この条例に基づく項目についてだんだん皆さんが取り組んできて点数がある程度変わらなくなってくるぞということになれば、当然達成できてきているわけですので、ほかの項目は次のステップを目指そう、上を目指そうという議論になってくるということで、我々もこの項目については随時その状況に応じて加減していくものだというふうに考えております。初年度試行については、ぜひこの形をお願いしたいと考えております。以上です。

○委員 理解しました。

○委員 今回はこの評価で、価格点とそれ以外の配点を1対1まで持っていくというのはかなり踏み込んだ改革かなというふうには思っております。その中で、地域貢献についてもかなり配点がされていて、その中に災害協定締結だけではなくて、実際の活動ということで書かれていて、私どもも建防協という協議会の中で区と協定を結ばせていただいているんですが、実際に災害協定に基づく活動というと、なかなか実際、大地震とかそういうのがない限り災害協定に基づく活動ってごく限られてしまうのかなという気もしております。この協定に基づく活動以外にも、予防活動とか様々地域で活動されていたり、訓練等に参加をされている地域の事業者さんなんかも多いので、もちろんこういう活動に関して評価をしていただくことはぜひやっていただきたいんですが、何かもう少しプラスアルファの活動なんかもあってもいいのかなと考えております。

それと同じようなところで、公契約評価点の中で労働安全衛生についても、建防防に加盟をしているということで加点するというのも分かりやすくてよろしいんですが、ただ、それ以外にも会社もしくはうちの協議会なんかでも、安全衛生大会なんかを開催して安全衛生に取り組んでいる会社さんなんかもあるので、ちょっとプラスアルファで加点できる方法とか科目なんかも増やしていただいたらどうかなと思いました。以上です。

○会長 今の御意見に対していかがでしょうか。

○事務局 まさに災害時協定の話は、我々の議論の中でもそういった話もありました。みんなそういう御指摘でもっともだなとさっきから聞いているんですけども。それで、やはりこちらに今定義しようとしているのは、協定に基づく区の要請があってそれに応じた場合は実績と捉えていまして、災害対策の担当とも詰めているところです。当然、それはおっしゃったとおりよほどのことがないとということなんですけれども、やはり最近の大雨ですとかを見ていると、本当に10年に1度とかそういうレベルなのかということ決してそうでもないなという思いを強くしています。そういったところから見ても、やはり今回この実績というのをぜひ取り入れていこうということです。ただ、それ以上の予防等の取組については、やはり議論もあったんですけども、先ほどの大原則といえますか、今回の考え方の柱として、何分こういったドラスティックな変更で滑り出しが大事で、やはり事業者さんの御理解いただくために、何度も申し上げて大変恐縮ですけれども、なるべく事業者さんの手間は、この仕組みのためにこれだけかかっちゃったよと、それでもう疲れちゃって入札どころじゃないよという話が絶対起こらないようにしたいということです。もしその要請に基づく実績があれば、それも当然確認がすぐ取れます。ただ、それ以外の活

動ですと、やはり御自分でいろいろレポートみたいな話になってきますし、どれくらいの活動だったら何点にするかという議論もやはり出てきますので、今おっしゃられたところについては、この仕組みが滑り出して、ある程度流れて差がつかないような状況になってきたとか、やはり実際回してみると実効性がないよねというようなどころが見えてきて検証できた場合については、やはり次のステップとして考えなきゃいけないだろうと思っています。

労働安全衛生についても同じで、やはり同じく、もう既に資料としてすぐ取れるというものを基本に、分かりやすく客観的にさせていただくと。ただ、これも同じで、みんなほとんど横並びだよと、それは各項目についてそうなんですけれども、その状況が見えてくるようになれば当然上のステップを目指さなければなりませんし、いろいろバリエーションも増やしていくということは考え方として持っていますので、試行の段階ではある程度ミニマムに出発させていただいて、この状況に、レスポンスよく皆様が答えていただいたところで、ぜひ次のステップを、皆さんの御意見もお伺いしながら考えていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員 先ほど○○委員の御指摘にあった点は、実は世田谷の条例の一番、悪く言えば緩い部分に当たると指摘されてきたところでもあります。それで、ちょっと調べたら、ホームページで見ている程度ですけれども、川崎市の場合は予定価格金額が6億円以上という非常に高額な対象案件に限定しておりまして、1年間に多くて20件、少ない年は1桁台というのも確かあったような気がします。そういう高額の予定価格を対象にした条例適用なので、そのせいもあってか、この下限額の遵守に関する調査は詳細を極めておりまして、ほぼ設計労務単価算出に該当するような賃金台帳からの情報を元にして、年に3回ぐらい検査をして、その検査の件数は膨大なデータになるわけです。元請さんの現場責任者は、下請、2次、3次の民間で働いた労働時間、それに対応した賃金、したがって、公契約とそれ以外の労働と賃金の総額を労働時間種類別に、世田谷の手引でもございますけれども、所定外労働時間とか休日出勤、夜間労働、そういうものの時間差別に賃金を算定して、それらを除いた形で平常の所定労働時間の中の賃金支払いが適切であったか否かという審査をするという膨大な作業を行って、その具体的な数は全然公表されていないんですけれども、ひとまず審議会に出された意見では、この間違反はゼロという結果になっています。

私はその結果を、違反がなかったということ信頼しないわけではないんですけれども、それに伴う今、どなたか御指摘がありました、事務量が非常に膨大であるということ。その2次、3次下請さんの労働者の一人一人の労働内容と賃金を克明に調べていくという能力が本当にあるのだろうかということも、ちょっと疑ってしまいたくなるぐらい詳細を極めたものです。

そこまでやるのはちょっとこの条例の遵守のための努力としては最大限だと思うんですけども、しかし、そこまでやらなければいけないかどうかということを考えてみると、例えば、前回の委員会でも出されまして、労働条件確認の流れの中で違反という場合にはという、ここにございますようなチェックシートをできるだけ広く周知する努力をした上で、区に相談を設けるという回路ができていますけれども、この回路に乗ってくるというのは非常にまれではないかと私は想定しているわけです。ですから、それは効果がないとは言わないですが、それがあることは必要ですけども、そのほかに、例えば場合によると賃金台帳なり労働記録なりをぜひつくっておいてほしいと。場合によると、そういう訴えがあった場合には調査があり得ますよという、何かそんな1項を契約の中に入れる形で、事務量を増やす目的ではなくて、とにかく実行性をどう保つかという視点からの何らかの歯止めになりそうな約定を入れるというようなことができないだろうかという気がするんです。

どういうふうな約定にするかはちょっとないんですけども、とにかくサンプリング的にある程度調べる場合がありますよと。それは、原則的にはやはり何らかの訴えがあったときに、その訴えをフィードバックして、ある程度現状を確認できるような、そういう回路をつくっておくという、そういうやり方をひとまず段階的に取ってみて、事務量を増やさずにある程度対応を促していくというようなことができないだろうか、そんなことを考えているんですけど。これは今度やれということとは違うんですけども、近い将来そういうようなことを入れたらどうかなという一つの提案ですけども、御検討いただければありがたいなと思います。

○会長 1つは契約時の公告の仕方ということにも関連するかとは思いますが、今、副会長のほうからの話に関して、事務局として現段階で考えられていることがあれば、よろしくをお願いします。

○事務局 やはり副会長おっしゃるとおり、この条例のある種のウイークポイントなんですけれども、それを含めて事業者と区とともども手を取り合ってやっていきましょう、それぞれの責務を果たして理想をかなえましょうというのが条例の前文に書かれた理想ですよ。やはり、それを条例で可決したことは非常に大きな意義があったのだらうと思っています。

そこに、ほかの区にもあるような非常にきつめの罰則に近い内容ですとか、ペナルティーですとか、そういったところも含めて条例制定しようとするれば、それはまた今と違う展開に多分なっていたらうということを見ると、先人たちの努力の上に、我々は、まずはその理想に向かって突き進むべきだらうと考えています。しかしながら、そこに実効性を何とか少し高めなきゃならないということで、先ほど来申し上げているような方法論を取ってきてという御提

案です。

1つお話のところでお答えできるとすれば、また後ほど御説明しますが、先ほど申し上げたとおり、実際の周知カードを配る関係もあって、その周知についてこうやりましたよというところを事業者さんからお出しいただくんですけども、その中に下限額の周知とか遵守について、区から聞き取りですとか賃金資料の提出などの求めがあった場合は、協力して誠実に対応することを誓約しますと、この一文を入れてございますので、こちらをもって事業者さんのほうには周知徹底を図りたいというのが1つございます。以上です。

○委員 予定価格5000万円のときの入札価格での価格点のシミュレーションというのがあって、その中で、金額によってもそうなんでしょうけれども、この価格点をつける基準についてですが、これは何か特別な計算式でもあるのですか。

○事務局 計算式は公表することとしておりまして、それが表面の6ページ、上の四角囲みの中の真ん中に算定式ということでややこしい方程式が書いてありますけれども、これがまさに算定式です。これで(1)、(2)とございますけれども、これは評価基準価格より予定価格寄りの場合のカーブ、それから評価基準価格より低いカーブがそれぞれ起点と終点が違うので、それぞれ式を設けているんです、似たようなつくりですが。それでつなげているのが隣のイメージ図のカーブということになっています。こちらを分析をすると、ある程度は想定がつく。評価基準価格も算定式がありますけれども、この算定式もお見せします。お見せしますが、実際には、予定価格の内訳である直工費ですとか共通仮設費の内訳を示していませんので、正解には絶対たどり着かないということ。その式がなかなか難しいものですから、一つの計算結果としてシミュレーションをお示しして、先ほど御説明したような、どちらかという、イメージとすると評価基準価格より、予定価格よりも高い場合についてはカーブがきつくなっています、これまでのような価格で結構決まるようなイメージ。評価基準価格を下回るということは、品質に少しずつ大丈夫かなというところが増えてくるということになりますので、そこについては、ただ、一方事業者さんの努力で低コストというところもある程度評価を当然すべきところでもありますので、予定価格に近いところよりはカーブを緩やかによりしている。ですので、先ほど申し上げたような、割と低価格できちんとやるべきことをやって、でも低価格でも頑張ったというところは、公契約などの取組みきちんとされていれば十分、少し安くても落札のチャンスがあるというような示し方をしているということでございます。ちょっと式が分かりにくくてすみません。

○委員 いえ、大丈夫です。

○委員 今のページについてですけども、この評価シミュレーションを見て、

本当にかゆいところに手が届くというか、すばらしいなと拝見しました。ありがとうございます。

ただ、私が見たいなと思ったのとちょっと違うなと思ったのが、やはり多分みんなが見たいのは、ぎりぎりのときですよ。失格基準価格ぎりぎりの人がどういったことになるのかなというところが多分一番興味あるところじゃないのかなと思うところで、結局値段がそこまでぎりぎりになって、でもやっぱり落札できるのかみたいな、そこが皆さんすごく見たいところなので、そのモデルをおつくりいただいたらこの中で本当に最高にいいなと思います。よろしくお願いいたします。

もう1点は、今度6ページなんですけれども、左の文面の(1)評価の方法ですけれども、「最も適正と考えられる価格」とあるんですが、これは私たちからすると、建設業に携わる者からすると、もう予定価格しかないのじゃないかなと思っています。評価基準価格というのは、事業者がVEとかCDとかして工夫の結果下がるというか、そういう価格ではないかなと感じます。ただ、世論として企業努力の上に一定金額を割り引くことが当然だと、何かそういう風潮がありますので、もちろんこの考え方も当然かなとも思いますが、基本は予定価格が私たちの標準価格で、これは何というかメーカーのいわゆる定価とは違います。定価というのはそこからまた7掛け、6掛けするんですけれども、これは我々の本来ただかなきゃいけない金額だと私は思っておるし、多分建設業に携わる者は皆全てそのように思っているんじゃないかなと思っています。

その中でこの評価基準価格にするということで、もしかしたら、ちょっとこれはいろんな考え方があるので、過激な考え方をすると、これは一種の歩切りに当たるのじゃないかなという考え方も出てくるかもしれないなと私は感じます。以上です。

○事務局 最初のお話はまさにおっしゃるとおりでして、失格基準近くで非常に低い価格点になるんですけれども、それで合計が当然最下位ですねということに多分計算してみるとなると思うんですが、そちらを示し、事業者説明会のときにはぜひ分かりやすく増やしたいなと思っていました。

それから2点目、これもまさに議論があるところで、永遠の議論といいますか、おっしゃるお立場、お気持ちも分かります。ですが、我々としては先例に従って、予定価格は本当にいわゆる単純な定価ですよというのは、乱暴に言うともう御努力を否定することになりかねないのでそこまで申し上げられませんが、ただ、やはりおっしゃっていただいているとおり標準積算に基づくものですので、どうしてもそこできめ細かい現場に応じた努力というのは、やっぱり算定でき切れないところがありますので、その企業努力、コストダウンの努力と、一

方で、でも品質をきちんと保つというところのバランスをもって適正という表現をして、これも全部人のことを言って申し訳ないですけども、東京都さんでも導入された考え方ですので、そちらについて一旦、やはり試行実施させていただいて、その趣旨については繰り返し事業者さんへの説明会でも御説明して御理解を得ていくように頑張ります。けれども、実際始まったときに、委員おっしゃるような傾向で、ある工種については、例えば設定したのだけれども、先ほどのシミュレーションの1番のような高めに札が集まって、それが複数の案件でそうだったねということになると、ではこの工種について何が課題だったんだろうかと。例えば、予定価額なのか、それとも基準価格の設定なのか、その辺は分析をさせていただいて、見直すべきところは見直していくということをし少し繰り返しながら、より皆さんの意識とマッチするような制度に仕上げていきたいと考えています。

すみません、お答えになったかどうかあれですが、よろしく申し上げます。  
○会長 今の○○委員からの御指摘はよく分かるところで、予定価格なのか予算価格なのか、それとも本来の積算にのっとった価格なのか。それからまた、これも資材等の高騰等が急に起きた場合において、いろいろな当初の予定価格が変わるということもございますし、それから工法と場所の条件等によって、その後実際に工事に入ってから的事柄もありますので、非常に難しいというところかと思えます。

ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。おおむね1時間です。この総合評価方式は、できれば来年から試行をしたいと。それで、試行をしたいということは、まだいろいろと生きている方式です。評価項目であるとか、配点であるとか、そういったところも試行してその結果を分析して、これはまずいなというようなことがあればまた今後変更もされていくだろうと。来年は、おおむね1割ということは、再来年にすぐ本格実施というのは私なんかの経験で言うとはほとんどなくて、早ければ3年、普通だと5年、要は今後これらの項目だとか配点なんかにしても、個人的な考えですけども、それぐらいの時間はかかって、それで定着をしていくと。定着していても、先ほどこの配点ではもう全然差が出ないよというような事柄も、ほかの区の中において出てきているのがございます。そうすると、その辺はまた区のほうにおいて、担当のほうにおいて見直しをしていただくという、いろいろとそういう意味で生きているという表現を取らせていただきましたが、そのような内容かと思えます。

この総合評価方式について、ほかに特に御意見ないようでしたら、先ほどのA4版の3ページ、今後のスケジュールということで、第4回の区議会定例会、そして年末年始において事業者説明会を行い、来年の4月以降、令和4年度のところでおおむね21件、これも件数は実際の発注によって変わりますから

あれですが、それぐらいで試行していくということについて、ぜひ委員の皆様も御支援いただければありがたいと思っております。どうかよろしく申し上げます。

それで、この内容とも関連する事柄ですが、次に、公契約条例の周知及び遵守の取組みについて、委員の皆様からもいろいろと御意見いただいたり、それから本日は周知カードについて、たしか3案出ているかと思いますが、そのどれでまずは試してみるかというあたりを決めることができればと思っております。

それでは、公契約条例の周知及び遵守の取組みについて、事務局のほから御説明よろしく申し上げます。

○事務局 では、事務局のほうから資料に沿いまして御説明させていただきます。

まず、資料2を御覧ください。こちらが「世田谷区契約条例の手引き（案）等への御意見」ということで、前回の委員会にて御提示いたしました手引き、カード及び確認書について、委員の皆様より事務局にお寄せいただきました御意見をまとめたものです。

まず1つ目、手引きについては、元請と下請のそれぞれやるべきことを分かりやすくするためにおのおのの留意点を記載したほうがいいとの御意見をいただきました。そこに例がございますけれども、元請から下請への見積り依頼の際の下限額遵守の説明、確認であるとか、労働者への周知、そして下限額に係る相談者への不利益な取扱いの禁止、こういったものです。また、下請事業者、一人親方の方向けの説明文書、こういったものが別途あるといいという御意見もいただいております。

次に、周知カードについては、受け取った人が自分のことだという認識を持つようなものにするべきというような御意見、あと、確認書については、元請のみならず、下請からも徴取したほうがいいというような御意見もいただきました。

また、この資料の取りまとめには間に合わなかったんですけれども、この他の意見として口頭にて御紹介します。1つは配付方法について。現場監督の働き方改革といったことも言われていますので、業務削減が叫ばれている中でもあることから、建設現場の管理者の負担にならない、そういった配慮が必要であるという御意見もありました。また、適正価格の落札にもかかわらず、その適正価格の賃金が従事者に支払われないというようなことがあれば、事情聴取してしかるべき対応をすべきという御意見もこれに付随してございました。

では、これを踏まえまして、次に資料3を御覧ください。こちらは「世田谷区公契約条例の手引き」の案でございます。

まず、こちらの10ページを御覧ください。こちらは、先ほどの御意見を受けまして、下請負者がある場合の労働条件確認の流れということにしまして、元請と下請のそれぞれやるべきことを、見積り徴取時、契約締結時、契約締結後に分けてまとめたフロー図という形で追加しています。

手引きについて大きく追加したのはこちらのみですが、この他見出しの体裁を整えるなど細かな修正は行っているという形になります。

次に進みますと、資料4を御覧ください。こちらが労働報酬下限額周知カードの案になります。一番上の案は、前回の委員会でお示しした案になります。この下に3つ、改案①から③として委員の御意見を踏まえたものを作成いたしました。

まず、一番上から改案①ですけれども、こちらは表面に当たる左側、初めの一文を「あなたの賃金を確認してください」というふうにしています。これは委員の御指摘があったので、これは自分のことという認識を持っていただくという趣旨を踏まえまして、対象が抽象的に捉えられがちな「労働者の皆様」という言い方から、対象を「あなた」としています。また、その次に下限額の説明については、より分かりやすくする趣旨で「区独自の最低賃金」という表現に改めています。加えて下限額、こちらは工事であれば設計労務単価の85%、委託等であれば1130円という具体の水準を明記してございます。

裏面に当たる右側部分、こちらに下限額の詳細が記されたホームページへ案内する2次元コードを写しまして、簡単ではございますが英語での案内も記載してございます。こちらが改案①。

その下の改案②です。こちらは、やはり委員からの御指摘で、あまり文字数が多いものはよくないという御意見もいただきましたので、改案①のほうから幾つか文言を省略した形にしておるものです。

また、その次の改案③、こちらは上記の①と②の組合せになっておりますが、具体の下限額についてはホームページ等から確認していただく形にしています。これは、リード文で自分事といいますか、自分のことという認識を持っていただきまして、労働者の御本人にこの2次元コード等から確認いただけるということが前提にはなってくるのですけれども、具体の金額を記載した場合、毎年新たなものを区で作成することとなりますので、当然過年度分のカードは廃棄することになることから、ロスの削減という趣旨で案の一つとして入れてきたという形になっています。

おめくりいただきまして、ホチキス留めで別紙と右上にありますけれども、公契約条例における労働報酬下限額の周知に係る確認書です。こちらは大きくは変えてございませんけれども、こちらも委員の御指摘がありました一番下のところを御覧ください。事業者の所在地等を書く欄に担当者名と連絡先を記入

できるような形にしてございます。

こちらについて変更した点は以上になります。

また、先ほど労働報酬下限額の実効性の担保というところでお話があったと思います。事務量等を増やさずに約定等にして実効性を確保してはどうかという御提案もあったと思います。それに資するようなところだと、今御覧いただいている確認書の下の方、Ⅱと書いてあるところですけども、こちらで「下限額の周知及び遵守について、聞き取りや賃料資料の提出などの求めがあった場合は協力し、誠実に対応することを誓約します」ということで、一応誓約事項の形で書かせていただいております。

こういった形で事業者様と区の方で下限額について遵守していくということで、事務量を増やさず、必ずこういった資料が必要ということではなく、こういった可能性もあるということをお約束いただくというところでの下限額の遵守の確保に一定程度効力があるのかなと考えているところです。

資料の御説明については以上になります。

○会長 ありがとうございます。前回、その後いろいろと御意見いただいて、それに基づいて対応していただいております。この案件につきまして、御意見、御質問いかがでしょうか。

○委員 先ほどカードに金額を入れると1年で使い切らなきゃいけなくなる、廃棄せざるを得ないということなので、このカードを大体幾つぐらいつくられるのか。あるいは毎年幾つぐらいつくられるのか、どんなふうな形で配布されるのか。それを教えていただいて、それによって、金額があつて、ある程度1年で使い切ってしまうといいという考え方もあり得るので、ちょっとその辺のお考えを教えていただければと思うんですけども。

○会長 金額を入れるかどうかということに関連しての話ですが。

○事務局 今回初めての試みなので、規模というのは正確には把握していないところではあるんですけども、他自治体の例などを参考に、あと当区の下限額対象案件は多くございますので、その点も勘案して、トータルで今のところ想定ですが5万枚ほど作成する予定になっています。

○会長 おおむね5万枚。令和2年度の工事等で、それぞれ何人ぐらい労働者が関わったのか、対象案件でどれぐらい関わったのかというのは、なかなか調べようがないんですかね。1枚1枚めくっていけばいいんでしょうかね。

○事務局 そちらのほうも人数という形になるとかなり正確な把握は難しいというところではございます。

○会長 おおむね5万枚ぐらいということだそうですね。

○委員 この金額が、後で表にすると分かるんですけども、2年ごとに大体、不思議なことというか、多分いろんな考えがあつて2年ごとに手入れされてい

るとすれば、2年分はもつと、金額のところはね。だから1年間、改定した翌年は改定しないとすれば10万枚ぐらいをつくって、私は金額があったほうが良いという意見なので、2年分の10万枚ぐらいつくって、勝手に翌年上げないと決めるのもちょっと、ただ今まで実例が大体そうなので、それを私はよしとしているので、そうだとすれば10万枚つくって金額を入れたほうが良いんじゃないかなというのが私の意見です。それを参考までに申し上げます。

○会長 ○○委員からは、金額が入ったもののほうが良いだろうと。枚数はいろいろと、これの予算というのはそんなでもないのかどうか分かりませんが、金額が入ったほうが良いだろうという御意見です。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 いろいろ3案あるんですけれども、はっきり言って余り違いがよく分からないなど。今、金額のこともありましたけれども、こんなに文字が必要なのかなってちょっと不思議に思います。例えば、「あなたの賃金確認してください！」だけで終わっても、見る人は裏面の2次元コードを見ると思うんですよね。逆に、文字がいっぱいあることが、多分、私が知っている職人さん像だとうとうとしくて全然見なくなってしまうんじゃないのかなというのが私が考えるところなんです。以上です。

○会長 今の御意見は、直すとしたらば、例として挙げますが、改案①で「あなたの賃金を確認してください」と、それで、その下の2行は要らないだろうと。それで、どういう方が対象だと、それであとは下限額が幾らというのが入るぐらいで、これは対象労働者に配られるのだから、「対象労働者」自身も外してもいいんじゃないかということまでも含んでいるのだとは思いますが、もう少しぱっと見られるほうが、○○委員との折衷で言うと、この金額にちゃんと着目してくださいよと、常に意識を持ってくださいよというあたりが中心になったほうがいいんじゃないかというようなことかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 多分この手引やカードについて、私の意見を大分取り入れていただいております。特に手引のほうでいくと、以前は9ページの説明の流れはあったんですが、下請さんと元請さんは多分立場が違うので、もし説明するのであればつくってほしいというのをまさに入れていただいたと思います。結局、なぜかというところ、やっぱり下請さん自身が当事者意識というか事業主意識がないと、多分その下に働いている労働者の方たちに全くこの公契約の趣旨も内容も伝わらないと思うので、例えば見積り作成しかり、そういういろんな作業準備段階、あと工事中、そういうところでの立場をこういうふうに明確にさせていただいたほうが良いのかなと思っています。

周知カードについても、実は他の自治体のものをいろいろホームページとか、

幾つかあったのでいろいろ調べたんですが、正直言うと余りぱっとしていいのがなかったんです、確かに。前回の会議で、ここで僕もこのカードを見てもよく分からないんじゃないですかと言ったんですが、意外とほかの自治体を見ると、まだ世田谷のほうがよくあったなというのは正直思ったんですが。とはいえ、私のほうから御意見させていただいたのは、やっぱり金額とか、要は、例えば1130円にしる、設計労務単価の85%にしる、何らか書いていないとそもそも2次元コードを見に行こうという気はしないのかなと思っているので、おっしゃるとおり、確かに文字が多いと見るのが嫌になってしまうし、何だかよく分からないというのももちろん十分理解した上で、最低限必要な項目は入れていったほうがいいのかなどは思います。以上です。

○会長 ○○委員の御意見で言うと、例えば改案①の「あなたの賃金を確認してください」のその下に入っている2行、改案③も同じような形になっているわけですがけれども、この2行は必要ですか。

○委員 あったほうが僕はいいのかなと。

○会長 なるほど。はい、分かりました。

ほかに御意見いかがでしょうか。

○委員 ちょっと伺いたいことがあるんですけども、建設の場合についての実情を伺いたいんですけども、普通、現場の労働者の賃金に対する感覚というのは、時間給という意識でやっているんですか、それとも日給というような感じなんでしょうか。単価を言われて今度は労働時間で割り込まなきゃいけないということだと、日給という形で示したほうがいいのか。そうすると、今度は労働時間は何時間で見るとの話になってしまうので、ちょっとうるさいですが、その辺は時給意識というものを、通常のサービス業なんかですとパート労働者は時給幾らという形でやっていますからいいんですけども、建設の場合はその辺どうなんですか。現場の労働者の賃金に対する時間感覚というのをどういうふうに見たらいいのか。

○委員 多分、自分の単価を時給で考えた人ってほとんどいないんじゃないですかね。日給単価ですし、そこにタイムカードがある現場は多分ほとんどないので、基本はやっぱり1日の作業、もしくは夜間作業とかそういう感覚だと思います。多分、今区のほうでつくっていただいているポスターも8時間単価当たりで1日の人工計算みたいな形でポスターをつくっていただいていると思うので、そういう考えでよろしいのではないかなという気がします。

○委員 業務委託のほうはいかがなんでしょうか。

○会長 いかがでしょうか、業務委託で、そこで働いている労働者は日給意識なのか、時給意識なのか。

○委員 清掃なんかですと、3時間なり4時間なりという、8時間というより

も時間ということなのかなという気はするんですけれども。働き方なり仕事の契約の状況で多分単価意識というのは変わってくるのかなと思うんですが、その辺の周知の場合のその周知効果というのは、やはりなるべく実際に自分が思っている感覚に近いところの単価を尋ねていくというほうがいいのかなという気もするんですが、どういうものでしょうか。

○会長 ○○委員、何かありますか。

○委員 周知カードの内容の件から検討させていただきます。この1時間当たりの1130円という金額を入れる、これは私はいいことではないかなと。委託業務ですけれども、例えば、いわゆる正社員として月給で業務に携わっている人、あるいは現場サイドで業務内容によって時間制限の3時間の作業をやっていただくという形、いろんなパターンがあるわけです。恐らく、この時間1時間当たり、では自分はどうなんだろうといったときに、いわゆる月の給料から自分の労働時間を考えて、ああ、自分はちゃんと下限額をもらっているなというふうに意識して、自分で計算すると思うんですよね。

この「あなたの賃金を確認してください」、対象労働者も、やはり対象労働者に配られるんですけれども、ただ配られても自分は何で対象労働者なのかということやはり意識できないと思うんですね。これは最低限の項目を載せることによって意識していただいて、5万人いたら、5万人が全部見ないということはないと思うんですね。見ない人の数はあると思うんですね。やはりそういうことで、しっかり見てホームページのほうに行く方は、私は半分以上いると思いますけれども、やはりここは最低限記載すべきかなというふうに思っております。

あと評価項目、先ほどの総合評価方式の概要で、委託業務がどうなのかなと思いつつ、ちょっと頭の中を整理していたんですけれども、これは工事関係で、委託業務の場合はどうなのかなとずっと見させてもらったんですけれども、取りあえず工事関係がこの評価方式なのかなというふうに捉えて、あえて発言はしなかったんですけれども。以上です。

○中会長 今の○○委員からの総合評価方式、これは建設工事ということで、現段階というか、委託業務には直接は影響しませんよねということについて、いかがでしょうか。

○事務局 あくまで今般の流れから対応が急がれる工事請負についての総合評価方式の見直しということになります。ただ、委託につきましてもダンピング防止の強化ですとか、先日の答申で当委員会よりいただいておりますので、何らか具体策を急がなくてはならないのかどうかということは考えてはいるところなんですけれども。いわゆる影響の非常に大きいところで工事請負ということを先行させていただいている状況ですが、また御意見頂戴できれば、委託のほ

うについても具体策を練っていかなければならないなということは考えているところ。以上です。

○会長 この点は、この後の労働報酬専門部会でも議論されるかと思いますが、委託に関しては現在職種別の下限額をどうするのかと。前回お話を伺っていると、なかなかすんなりと、すみません、ちょっと踏み込んでしまいますけれども、難しい点もあるけれども、もう一方で、この委託等で時間当たりの単価として1130円というのがありますが、入札の状況を見てみると、おいおいこれは労働者ゼロで入札するのかって思うぐらいのダンピングと申しますか、要は設備費だけの金しか入れていなくて、人がいないんじゃないか、そういったところもございますので、委託に関しては、ダンピング防止に関しては、もう少し早めに区のほうとしてもできることには着手していただきたいなというのは思っております。

今年度、労働報酬専門部会での議論も踏まえて、それからここに先ほど来から御議論いただいております入札制度改革も含め、これは委託のところではありませんけれども、その辺の実効性であるとか、そういったところに関して少し今年度の取りまとめみたいな形で、意見書ではありませんけれども、できることは早く進めてほしいと私個人的には考えておりますので、それについても後ほど少し考えていることがありますので、御披露したいかなと思っております。

具体的内容というよりも、簡単な、より促進をしていってほしいと。これは労働報酬下限額を来年度どうするか、これもまさに労働報酬専門部会での議論ですが、そういったようなことも含めてできれば、可及的速やかに進められるものは進めていくと。もう一方で、見直しが必要になったときには、それにもすぐ対応できるようにしていくということを考えております。

話が少し広がってしまいましたが、ここを時間単価で記載するか日給で記載するか。私自身は大学等に在ると時間単価しか頭になくて、学生をTAで昔使っていたときには980円で、最低賃金がどんどん上がってきて1100円ぐらいになったんです。前は学部の学生は980円で大学院生が1100円だったんですが、これに追いついちゃったんです。この1100円をどうするかというので、いろいろな制度自身を変えて対応していったと。そういったときの議論が常に時間単価だったものですから、私にとっては違和感が全然なかったんですが。1時間当たり1130円というのがこのところずっとあったので、説明の時に、通常勤務であると1日幾らぐらいというようなことは、このカードの中に入れるかどうかはちょっとあれですけども、今のところはちょっと時間単価でいかがかなと個人的には思っているところです。

○委員 要望資料が出ているので、その説明をしてもらったほうがいいんじゃない

ないですか。

○会長 あと、提出していただいている書類としては、〇〇委員のほうから「建設工事における労働報酬下限額等」と、これは今までのお話の中にも一部触れられていたり、それから、この後の部会でも関係してくるところかなと。それからもう一つ、これは〇〇委員からいただいた建設協会からの要望書、これは昨年もお出しておりますので、これについてはその他の議題のところでも少し御紹介いただければ。〇〇委員のほうも、通常の議論の後で追加して話をしておいたほうが良いということがあれば、その他の議題のところでもお願いしようと思っております。

それで、本日はこの周知カード改案①、②、③です。この中でどの案がよいのでしょうかというあたりが決まってくると、この条例の手引きのところに入れる内容も固まるというところなんです。今までのお話で言うと、改案の③はないのかなと思っておりますが、改案②の見出しがちょっと長ったらしいなというところがあって、見やすいというところから言うと、改案①なのかな。この改案①のところでもう少し簡略化するかどうかというあたりですが、先ほどの〇〇委員の話では、ほかのところではもっとごちゃごちゃしていますよという話があるとすると、今のこの改案①あたりで試しに5万枚か、すごいな。一遍に印刷するのか、工事の進捗によって増し刷りをするのかというあたりはあれだとして、この改案①あたりに絞るということでもよろしいでしょうか。さらにもう少し簡略化の努力をしろという御意見があるかどうかなんですけど、よろしいですか。

○委員 単純多数決でやってみたらどうですか。よくやるんですけども、議決というよりは傾向調査というので、もうそれぞれ①がいか、②がいか、③がいかで。多分①と②だと思うんですけども、手を挙げたらどうですか。

○会長 ありがとうございます。それでは、案の①が良いという方、挙手をお願いします。事務局、よろしくをお願いします。

案の②も良いなと思う方は。

私がちょっと先入観を与え過ぎてしまったかもしれないですね。案の③が良いという方。

それでは、案①でまずはスタートしよう。これも実際の労働者から分からないよとそのままごみ箱に捨てられたのでは意味がありませんので、そこら辺も含めて順次やっていくということです。大変ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○委員 改案①で決まりかけたところに余計な水を差すような話なんですけれども、これというのは、この対象の方に配るわけじゃないですか。なのに、何で「対象労働者」という言葉がここ要るのかなというのがさっきからずっと気

になっていたんです。これはなくても、あるいは「あなたです」みたいな、そういう表現をしたほうが。

○委員 いや、やっぱり一人親方や派遣労働者も含むというあたりが、例えばそこで働く人全員に配るわけでしょう。そうすると、でも、俺は一人親方だから俺は労働者じゃないよねとか、俺は派遣だから俺は関係ないんじゃないかとかいうのがあるから、そういう意味ではやっぱり対象労働者に配っているのだけれども、その中にそうじゃないと思う人がいるから、やっぱりこれは必要だと私は思うんですね。

○委員 実は、「労働者」という表記がちょっとどうかなと思ったんですよ。「あなたは対象です」とか。

○委員 確かにそれはおっしゃるとおりだね。

○委員 ちょっとそこだけ気になります。

○委員 「対象となる方」ぐらいがいいかもしれないね。労働者じゃない人もいるから。それはおっしゃるとおりですね。

○委員 ということがちょっと気になりました。

○委員 「対象者」じゃちょっとあれかな、「対象となる方」のほうがいいかな。「対象者」というと何となく冷たいですか。「対象となる方」だったらいいですけども。確かに御指摘のとおり、俺は労働者じゃないという人もいるかもしれないから。

○会長 一部文言修正がありまして、改案①の最初の◆で「労働者」を削除し、「対象となる方」という表現にすると。これはよろしいですよ。特に御異議ないと思います。では事務局のほうでその点の修正だけよろしくお願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、時間もかなり過ぎてしまったんですが、その他として2点、○○委員から労働報酬下限額についてということでございますが、特に何か補足される点はございますでしょうか。

○委員 意見書のほうはおおむね委員会に関わることは発言させていただいたので、この後の労働報酬専門部会のほうで意見書のほうは御報告をさせていただくということで、もう1枚つけさせていただいているシンポジウムの御案内だけ委員会のほうでさせていただいてよろしいでしょうか。

こちらのほうが、○○委員の所属する連合世田谷と私ども公契約懇談会で毎年開催しております公契約に関わるシンポジウムになります。11月10日にこの三茶しゃれなあどで開催するんですが、例年ですと、区民会館の集会室で100名ぐらい参加をいただいているシンポジウムなんですが、こういう御時世なので、今回Zoom併用という形で開催させていただきますので、委員の皆様もぜひお時間よろしければ御視聴いただければと思います。今回のシンポジウムでは、

先ほど事務局からも御報告ありましたが、入札制度改革について経理課のほうから御説明をいただき、また、そこには〇〇先生にもちょっと御参加をいただいたり、また、この委員会の中でも何名かの委員の方に御出演をお願いしております、それぞれの立場からこの入札制度改革であったり、また公契約条例についての御意見を伺うという内容のシンポジウムになっておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。以上になります。

○会長 ありがとうございます。

それからもう1点、〇〇委員のほうから世田谷建設協会の会長名の要望書が出ておりますが、これについて少し。

○委員 毎年要望書をいろんな各団体に、各会派にお願い、要望書を提出しております。今年ちょっと変わった点が、一番頭が来ていまして、この中で、世田谷の一員としていろいろと頑張っていますということを書かせていただいています。この点が変わりました。

あと、9番の最低制限価格制度についてということで、ここも付け加えさせていただいています。要は、1億円以上の工事請負契約等は低入札価格調査制度を適用して、1億円未満の工事については最低制限価格制度を適用しているということで、何が言いたいかというと、低入札価格制度にすると大分ダンピングがひどくなっているということをご主張しております。今回また入札制度が変わろうとしていますので、変わっていけばすごくいい方向になると思うんですけども、それまでの間、まだこれは続くと思いますので、低入が続きちゃうんじゃないのすごく心配はしています。なので、この辺またお考えいただければなと思って載せております。以上です。

○会長 ありがとうございます。後ほどまたじっくり御覧いただきたいと思います。

○委員 2ページ目の7の(4のところ、1事業者5件より3件に減らすというこの趣旨はどういう効果があるということなんでしょうか。ちょっと御説明をお願いできれば。

○委員 入札参加するに当たりまして、たくさんの企業がありますので均等に機会を与えていただきたいということで、安い会社が5件目いっぱい取るというよりは、均等な機会、それぞれいい会社はたくさんありますので、そこで少し下げていただいて、3件ぐらいにさせていただいたら、ほかにも入札に参加できる方が増えるんじゃないのというお話です。

○委員 落札者を分散するということですね。

○委員 そうです。

○会長 この2点、ぜひ御覧いただき、またシンポジウムも時間のある方はぜひ御参加いただければという御案内でした。

それから、最後に私のほうから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、昨年度の答申で、委託契約におけるダンピング防止ということも項目として入れておりました。ダンピング防止、今の建設協会のほうからもありましたが、これは工事に関してですけれども、委託において、ダンピング防止の観点から入札制度改革を進めていく必要があるというあたりまでこう書いたんですが、ただ、なかなかこれも一つ一つクリアしていかなければいけないところがあるかと思えます。

もう一方で、ダンピング対応も結構入札監視委員会で見ていると、個人的にはちょっと逼迫してきているなというふうに思うところもございます。そのために、具体的にできることから着手すべきだというようなことをまとめた意見書といいますか、そういうものを入札制度の改革の話等と共に取りまとめて、またこの後の部会での御意見等も少し取りまとめて意見書として出したいというふうに考えておりますが、その点いかがでしょうか。実は時間の関係がありまして、来年の2月には新制度による入札公告というのが始まっていきますので、私のほうでまとめて、それで各委員の皆様にご覧いただき、これはやめろとか、こんなことを入れたほうがいいのかというようなことの確認をさせていただいて、できれば12月中には区のほうに提出したいと考えております。

もともと今年度は答申がないものですから何も出さなくてもいいんですけれども、少し進めるべきところはどんどん進めてほしいということでまとめたいと考えております。

よろしいでしょうか。特に御異議がなければそういう形で。

○委員 持ち回りで出すということでしょうか。

○会長 メールで各委員のほうにお出しして、それで御意見いただき、修正があればそれを修正してまた見ていくと、できるだけ早くまとめたいと思っております。よろしく願いいたします。御了解が得られたということで、よろしく願いいたします。

それから、ほかに委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、その他のその他というのはないんですが、その他で事務局のほうから何か連絡事項等ありましたらよろしく願いします。

○事務局 それでは、次回の委員会についてですけれども、今お話しありましたような入札制度改革に係る事業者説明会等進捗の御報告であるとか、次年度の委員会の審議に向けた課題整理、こういったものをさせていただければと考えておりますので、来年2月頃に開催させていただければと考えています。日程調査については改めて御連絡いたします。以上です。

○会長 この委員会は今回で終了ではなくて、実際に動いています。議会のほうも動いていますので、その辺の進捗状況等の御報告も受けるという形で、年明けの2月、コロナの第6波が来ないことを期待しておりますけれども、2月ぐらいを予定していると。日程調整は再度させていただくということで、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第2回の公契約適正化委員会を終了しますが、副区長、何かありますか。

○副区長 いえ、特にありません。どうもありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。

午後3時15分閉会